

介護サービス事業所に対する行政処分（指定取消し）について

1. 対象事業者

- (1) 法人名 株式会社ゼンシン
- (2) 所在地 田川郡糸田町1007番地
- (3) 代表者 代表取締役 小路 将公

2. 行政処分の対象となる事業所

- (1) 事業所名 デイサービス奥の院
- (2) 所在地 田川郡糸田町1007番地
- (3) サービス種別 地域密着型通所介護
介護予防相当サービス

3. 行政処分の内容

指定の取消し（平成30年10月31日指定取消し）

4. 行政処分の理由

- (1) 不正請求（介護保険法第78条の10第1項第8号、第115条の45の9第1項第2号）

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の7により行うべき利用申込者への説明及び同意を得ておらず、同基準第27条により行うべき地域密着型通所介護計画を作成していない、また、同基準第3条の18第2項により行うべきサービスの提供の記録を作成していないにも関わらず、平成28年4月から平成30年2月までの介護給付費を不正に請求受領した。

- (2) 虚偽報告（介護保険法第78条の10第1項第9号、第115条の45の9第1項第3号）

監査時及び監査後に、利用者との契約書、重要事項説明書、介護計画、介護記録等の書類を、過去から作られていたという体裁で提出した。

- (3) 虚偽答弁（介護保険法第78条の10第1項第10号、第115条の45の9第1項第4号）

監査時に利用者との契約書、重要事項説明書、介護計画、介護記録等の書類作成時期などを確認したところ、書面の日付どおりに書類を作成し、利用者に対して説明をしていると虚偽の答弁をした。

5. 行政処分までの経緯

平成30年5月～6月 監査実施

平成30年8月22日 聴聞の開催

平成30年10月31日 行政処分（指定取消し日）

6. 利用者に対する配慮

当該事業所を利用している利用者が、引き続き適切にサービス提供を受けられるように、事業所に対して移行手続きを行うよう伝えており、平成30年10月29日現在、全ての利用者の移行が完了しているのを確認済。